

香南市グリーン購入基本方針

(目的)

第1条 香南市は、市の事業活動によって発生する環境負荷を低減し、環境への負荷の少ない持続的発展が可能な社会の構築を図るため、国等による環境物品等の調達に関する法律（平成12年法律第100号、以下「グリーン購入法」という。）に基づき、環境物品等の購入（以下「グリーン購入」という。）に係る方針をここに定める。この方針は、市自らが率先してグリーン購入を推進することにより、市民、事業者等へもグリーン購入の取組を広げ、環境物品等への需要の転換を促進することを目的とする。

(適用範囲)

第2条 この方針の適用範囲は、指定管理施設を含む香南市の全ての機関とする。ただし、指定管理施設にあっては調達目標集計の対象外とする。

(基本原則)

第3条 香南市の各機関は、物品等の調達にあっては、次に掲げる事項に十分配慮しなければならない。

- (1) 購入の必要性を検討し、調達総量をできるだけ抑制するとともに、物品等の合理的な使用等に努めること。
- (2) 価格や品質などに加え、環境保全の観点を考慮すること。
- (3) 資源採取から廃棄に至る、物品等のライフサイクル全体についての環境負荷の低減を考慮した物品を選択すること。

(グリーン購入対象物品)

第4条 グリーン購入の対象物品は、別紙1に定めるとおりとする。

(判断の基準)

第5条 グリーン購入対象物品の判断の基準は、次の各号に該当するものとする。

- (1) グリーン購入法適合品 国の「環境物品等の調達の推進に関する基本方針」に示された判断の基準を満たすもの
- (2) 環境ラベル品 エコマーク等の第三者機関や業界団体等が実施する環境ラベルが付されているもの

(物品の調達)

第6条 各機関は、グリーン購入対象物品を調達（購入のほか、リース等による調達を含む。以下同じ。）しようとするときは、前条の判断基準に適合した物品を調達するものとする。ただし、判断の基準に適合する物品がない場合や緊急性を要する場合、適合品の価格が非適合品と比べて20パーセント以上割高となる場合は、非適合品を調達できるものとする。

2 各機関は対象物品以外の物品を調達する際にも、できる限り第3条の基本原則に基づいた調達に努めるものとする。

(調達目標)

第7条 グリーン購入の対象物品の調達目標は別紙1に定めるとおりとする。

(推進体制)

第8条 グリーン購入基本方針の推進及び調達実績公表の事務局は環境対策課とする。

2 各機関の課長補佐級職員をグリーン購入推進員、所属長をグリーン購入責任者とする。

(調達実績の集計)

第9条 グリーン購入推進員は、集計対象物品(別紙1の集計対象欄に「○」印のある物品)の調達実績を半年毎に集計し、グリーン購入責任者に報告するものとする。

2 グリーン購入責任者は、グリーン購入推進員から前号の報告があった場合には、グリーン購入が適切に実施されているか確認するものとする。

(実績のとりまとめ及び公表)

第10条 各機関は、毎年4月末日までに、集計対象物品に係る前年度のグリーン購入の調達実績を事務局に提出するものとする。

2 事務局は、各機関から報告された調達実績をとりまとめ、その概要を広報誌及びホームページにより公表するものとする。

附 則

この方針は、平成29年4月1日から施行する。